

市町村立小・中学校配置のスクールカウンセラー設置要綱

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課

第1 趣 旨

いじめ・不登校等の課題の重要性に鑑み、児童生徒の心の相談に当たるとともに教職員や保護者への助言・援助を行うため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

第2 定 義

この要綱において、スクールカウンセラーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者とする。

第3 設置者

設置者は、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）とする。

第4 任 用

1 任免手続

- (1) 県教育委員会は、スクールカウンセラーを任命し、市町村教育委員会に派遣する。
- (2) 市町村教育委員会は、その所管に属する市町村立小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。

2 任期

任期は、1年以内の期間とし、発令年度の3月31日までとする。

なお、年度途中において、別に定める要項より、次年度の任用に向けた手続きを取ることができる。ただし、任期満了前に退職した者及び発令年度末において70歳に達している者については、適用外とする。

3 配置換えの基準年数

同一校において継続して勤務できる年数は、県教育委員会が特に必要と認めるものを除き、5年を基準とする。

第5 身 分

スクールカウンセラーは、県教育委員会の非常勤職員及び派遣を受けた市町村教育委員会の非常勤職員の身分を併せ有するものとする。

第6 服 務 等

- 1 スクールカウンセラーの服務、分限及び懲戒については、一般職員の例による。ただし、服務の性質上これにより難いものについては、この限りでない。
- 2 スクールカウンセラーの服務の監督は、当該市町村教育委員会が行う。

第7 業 務

スクールカウンセラーは、配置校の校長の指揮監督の下、次の業務を行う。

- 1 教職員と共に児童生徒の指導について協議、臨床心理の視点から教職員への助言・援助
- 2 児童生徒・保護者への支援及びカウンセリング
- 3 教職員、保護者対象の研修会等での助言・援助や資料提供
- 4 校長が必要と認めた小学校での助言・援助及び児童・保護者へのカウンセリング
- 5 関係機関との連携等、各学校において適当と認められる活動
- 6 いじめ防止対策推進法第22条による学校におけるいじめ防止等の対策の組織に関すること。
- 7 その他緊急時における対応（県教育委員会との協議による。）

第8 勤務日等

- 1 年間の勤務日数及び1日あたりの勤務時間は別に定める。
- 2 勤務日及び勤務時間の割振りは、当該市町村教育委員会又は、配置校の校長が定めるものとする。

第9 報酬及び費用弁償

- 1 スクールカウンセラーの報酬及び費用弁償は、県が負担するものとする。
- 2 スクールカウンセラーの報酬は日額とし、別に定める。
- 3 報酬及び費用弁償については、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年埼玉県条例第31号）を適用する。

第10 休 暇

- スクールカウンセラーの有給休暇は、非常勤職員取扱要綱（昭和50年5月1日教総第107号教育長通知）に定める有給休暇とする。
なお、年次休暇、夏季休暇の付与日数は、別表1及び別表2のとおりとする。

第11 退 職

- 1 スクールカウンセラーは、任期の満了により退職するものとする。
- 2 スクールカウンセラーは、任期満了前に願いにより退職することができる。

第12 災害補償

スクールカウンセラーが公務のため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用するものとする。

第13 その他

- 1 この要綱に係る事務は、埼玉県教育局県立学校部生徒指導課長が掌理する。
- 2 この要綱に定めるものの他、スクールカウンセラーのその他の勤務条件に関する事項は、非常勤職員取扱要綱によるものとする。

附 則

スクールカウンセラー設置要綱（平成13年4月24日施行）は、平成14年3月31日をもって廃止する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１０月２４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別表 1

スクールカウンセラーの年次休暇付与日数等について

1 年度当初より採用された場合の年次休暇付与日数

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	年 度											
		採用初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目	11年度目	12年度目以降
1日	48日から72日まで	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
2日	73日から120日まで	3	4	4	5	6	6	7	7	7	7	7	7
3日	121日から168日まで	5	6	6	8	9	10	11	11	11	11	11	11
4日	169日から216日まで	7	8	9	10	12	13	15	16	17	18	19	20

2 年度の途中において採用された場合の年次休暇付与日数

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	採 用 月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日	48日から72日まで	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
2日	73日から120日まで	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1	1	0
3日	121日から168日まで	5	5	5	5	5	5	3	2	2	1	1	0
4日	169日から216日まで	7	7	7	7	7	7	5	4	3	3	2	1

3 取得単位

1日又は1時間を単位として受けることができる。分単位では受けることができない。
時間を単位とした年休の場合、6時間を1日として換算する。

注1：表中「1年間の所定勤務日数」の項は、週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤職員に限り、用いるものであること。

注2：表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

別表 2

スクールカウンセラーの夏季休暇付与日数等について

1 1年間の所定勤務日数による夏季休暇付与日数

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	夏季休暇の日数
4 日	1 6 9日から2 1 6日まで	2 日
3 日	1 2 1日から1 6 8日まで	1 日
3日未満	1 2 1日未満	0 日

2 取得単位

1 日

3 取得期間

6月1日から9月30日まで

注1：表中「1年間の所定勤務日数」の項は、週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤職員に限り、用いるものであること。

注2：表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。